特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
笠間市長

公表日
令和6年3月22日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険税の賦課、収納、滞納管理、給付管理を行う。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 国民健康保険税の賦課徴収・滞納管理に関する事務 国民健康保険被保険者への保険給付に関する事務 国民健康保険被保険者への保険事業の実施に関する事務 国民健康保険被保険者のオンライン資格確認に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム、口座管理システム、統合宛名システム、中間サーバー 国保情報集約システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保賦課情報ファイル、国保収納情報ファイル、国保滞納情報ファイル、国保特別徴収情報ファイル、世帯所得区分情報ファイル、宛名情報ファイル、

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第16条、第24条、国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、43、44、45項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号） 第25条、第26条 ■■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、106、120項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関
–

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	保険年金課　国保グループ　茨城県笠間市中央３－２－１　0296-77-1101
８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課　国保グループ　茨城県笠間市中央３－２－１　0296-77-1101

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	事務の名称	国民健康保険の保険給付・保険料の賦課徴収事務	国民健康保険に関する事務		
	事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の所得・加入人数・加入期間を把握し保険税の算定を行い、納入通知書等の作成及び発送を行っている。また、口座振替の申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の振替を依頼。公的年金からの特別徴収要件に該当となった世帯は、公的年金情報をもとに年金からの天引き依頼を行っている。 ④収納業務については、納期限が過ぎても納付が確認できない場合、督促状の作成発送や電話催告などの滞納整理業務を実施する。	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険税の賦課、収納、滞納管理、給付管理を行う。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 国民健康保険税の賦課徴収・滞納管理に関する事務 国民健康保険被保険者への保険給付に関する事務 国民健康保険被保険者への保健事業の実施に関する事務 国民健康保険被保険者のオンライン資格確認に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。		
	システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、中間サーバー、 次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(＊)」という。) ＊国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群 と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(賦課)システム、国保給付システム、口座管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバー		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	特定個人情報ファイル名	1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 宛名情報ファイル	国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保賦課情報ファイル、国保収納情報ファイル、国保滞納情報ファイル、国保特別徴収情報ファイル、世帯所得区分情報ファイル、宛名情報ファイル、		
	法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第16条、第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第16条、第24条 、国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条の7　別表第二（1，2，3，4，5，12，15，17，22，26，27，30，33，39，42，58，62， 78，80，87，88，93，97，106，109の項）	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44　項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項　（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項		
令和5年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数の時点	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．取扱者数の時点	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44　項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、43、44、45項	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、106、120項	事後	